

第 1 章 計画の概要

1	策定の背景	2
2	策定の目的	2
3	計画の位置付け	3
4	計画期間	3

1 策定の背景

幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援*1の量の拡充や質の向上を進めるため平成27年4月から導入された「子ども・子育て支援新制度」は、開始から5年が経ちました。

柏市では「柏市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月策定）」を策定し、増大する保育需要への対応や地域子ども・子育て支援事業等の実施により子どもや子育て家庭への支援を行ってきました。

この間国では、幼児教育・保育の無償化や児童虐待防止対策の強化などが進められ、すべての子どもが、安心できる環境の中で育ち、質の高い教育・保育や子ども・子育て支援を受けられるよう、その体制づくりが求められてきました。

本計画の策定にあたっては社会や制度の変化に対応するとともに、改めて柏市の子どもと子育てを取り巻く現状と課題を捉えなおしました。共働き家庭の増加などによる保育需要の高まりへの対応や、子育てに不安や負担を抱える保護者、特別な支援が必要な子どもと子育て家庭へのきめ細かい支援をより一層進めていくことが、柏の子どもの幸せや家族の幸せのために必要であり、まちづくりに不可欠であることを確認しました。

これを踏まえ、柏市では目指すべき方向性や取組を定める第二期子ども・子育て支援事業計画を策定します。

2 策定の目的

本計画は、地域子ども・子育て支援事業の提供体制や質の高い教育・保育の確保・提供のほか、社会の構成員各々が取り組むべき課題といった子ども・子育て支援の方向性を、二一ズ調査や柏市子ども・子育て会議への意見聴取等を行い、柏市の実情を踏まえ定めたものです。

これらを計画に定めることにより、市や社会の構成員が取り組むべきことや取り組む時期がより具体的になり、取組のより着実な実施と進捗の確認や改善などが期待できます。

また、本計画を柏市全体で共有することで、まち全体が協力して柏の未来を担う子どもたちを育てていくことについて理解し、取り組む土台とすることを目指します。

本計画は、まち全体がこの計画に基づいて取組を推進することによって、柏市のすべての子どもの健やかな成長と幸せを実現することを目的としています。

*1 子ども・子育て支援：全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付ける計画です。

また、「柏市総合計画」のうち、主に子ども及びその保護者を対象とする取組に関する部分の部門計画及び児童福祉法に基づく「市町村整備計画（保育所等の整備に関する計画）」として位置付けます。

また、本計画の策定に当たっては、「柏市地域健康福祉計画」「柏市教育振興計画」「柏市生涯学習推進計画」「ノーマライゼーションかしわプラン（詳細は 52 ページ参照）」「柏市男女共同参画推進計画」「柏市放課後子ども総合プラン」「柏市母子保健計画」「柏市ひとり親家庭等自立促進計画」「柏市子どもの貧困対策推進計画」その他子どもの保健・福祉又は教育に関する事項を定めるものとの整合を図ります。

4 計画期間

本計画は、令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間を一期とした計画期間とします。

なお、社会・経済情勢の変化や子ども及び子育て家庭を取り巻く状況の変化、保育需要の変化などに合わせ、計画期間内であっても、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
柏市子ども・子育て支援事業計画 (第 2 期計画期間)									
				策定	(第 3 期計画期間)				